

高松市・牟礼町合併協議会会議録  
第 6 回 会 議

平成 1 6 年 8 月 2 4 日 (火)

高松市・牟礼町合併協議会

# 高松市・牟礼町合併協議会会議録

## 第6回会議

### 1 日時

平成16年8月24日(火)午後1時30分開会・午後3時12分閉会

### 2 場所

牟礼町役場別館 2階 第1会議室

### 3 出席委員 21人

会長	増田昌三	委員	松田勝
副会長	高木英一	委員	藤井勇
委員	廣瀬年久	委員	靜孝義
委員	三野重忠	委員	安戸清次
委員	渡部康一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	三野八儿子	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	浜川憲博
委員	大浦澄子	委員	村上貞夫
委員	三笠輝彦	委員	太田量子
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 1人

委員	谷本繁男
----	------

### 5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	関正則
副幹事長	三野重忠(委員兼務)	幹事	中村憲昭
幹事	熊野實	幹事	佐々木永治
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 10人

市民部会長	氏部 隆	健康福祉部会委員	池内 保
市民部会委員	小泉 康裕	健康福祉部会委員	秋山 徹
市民部会委員	那須 等	教育部会委員	藤田 容三
健康福祉部会長	岡内 須美子	教育部会委員	片山 雅文
健康福祉部会委員	香西 信行	教育部会委員	秋山 利広

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	総務班	黒淵 博美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班長	清谷 文孝
総務班長 兼調整班兼計画班	加藤 将門	調整班 兼計画班	林田 競一

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 協議事項

協議第 5号 財産の取扱い(協定項目第5号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第 6号 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第 7号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

(第5回会議提案:継続協議)

協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

協議第13号 人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

協議第14号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

## 4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

(2) 今後の合併協議スケジュールについて

(3) 高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

## 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第6回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと渡部康一委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項のうち、協議第5号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、協議第5号から協議第8号につきましては、前回の第5回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第5号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号財産の取扱いについて、提案内容を御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願います。

提案内容でございますが、ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。読み上げます。

「牟礼町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御異議ないようでございますので、協議第5号についてお諮りをいたします。

協議第5号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第5号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の7ページをお開き願います。

協議第6号町名・字名の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「牟礼町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「牟礼町牟礼」、「牟礼町大町」、「牟礼町原」とする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第6号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは協議第6号についてお諮りいたします。

協議第6号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第6号については、原案のとおり確認いたします。

次に、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の11ページをお開き願います。

協議第7号慣行の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどの枠の中にございますように、まず、1の市章につきましては、「高松市の市章を用いるものとする。」

2の市民憲章につきましては、「高松市の市民憲章に統一するものとする。」

3の都市宣言につきましては、「高松市の都市宣言に統一するものとする。ただし、牟礼町の教育と文化の町宣言については、その趣旨を牟礼地区のまちづくりに生かしていく。」

4の市木及び市花につきましては、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、牟礼町の町木及び町花については、牟礼地区の木及び花とする。」

次に、5のイメージキャラクターにつきましては、「牟礼町のイメージキャラクター「与一くん」については、牟礼地区のイメージキャラクターとして引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明がありました協議第7号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第7号についてお諮りをいたします。

協議第7号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第7号については、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の16ページをお開き願います。

提案内容でございますが、中ほどでございますように、「牟礼町の特別職の職員（町長、助役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

なお、具体的内容につきましては、前回会議で御説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

前回の第5回の協議会の中でも発言させていただいてたんですが、牟礼町の特別職の職員という、町長、助役、教育長になるわけですが、その身分の取扱いを決めるのに、自分のことを自分で決めるというのはどうかということ、それでこの事例を見てみますと、次の何ページですか、18ページにございますが、牟礼町の高木町長は、私は失職しますとおっしゃっているんですが、その件についてもう一回確認をするということ、18ページの松山市の1の項目で、合併の期日の前日をもって失職をするという取り扱いになっているんですが、合併することによって、失職というのは自動的にすることなんですけども、この松山市のこういう取り扱いをしているというのは、また特に違った意味合いがあるのかなということをお伺いをしたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から後段部分についての説明をさせていただきます。

松山市の事例でございますけれども、これは御指摘もいただきましたように、法律に基づいて失職する旨を確認するというで記述されたようでございます。こういうふうには、失職するというふうにも書いても、その取り扱いについては、検討することは可能でございます。失職するというのは、あくまでも法律上の規定をそのまま書いたわけでございます。失職した後どうするかということの取り扱いを、この合併協定項目で検討するというでございまして。

失職した後の取り扱いについては、全く何も対応しない、それから何らかの処遇をする、そういう幅広い範囲がございますので、それをどう取り扱うかということがこの合併



協定項目でございます。松山市の事例については、その前段部分でとまっておるといふことで、後が不透明であるというふうに解釈をいたしております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

三野（八）委員 御答弁いただいて、私もそういうふうを考えていたんですが、実は高木町長に、こういうことは、ということで、特別委員会の席で発言させていただいたら、いや私は失職するという御答弁をいただきましたので、それがこの兼ね合い、今、林さんから御答弁いただいたのとの兼ね合いについて、高木町長の方から発言をいただければと思います。

高木副会長 三野ハル子委員の再度の御質問ですけど、牟礼町議会でも答弁させていただきましたとおり、高松市と牟礼町が合併すれば、私は当然失職と思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 ということになりますと、林さんもおっしゃたように、法律上失職するわけですから、その後の取り扱いをこの第8号で決めているわけで、そうするとやっぱり自分のことを自分で決めるということになりはしないかなと。

例えば、私、議員してますけども、議員の報酬なんか決めるときも、報酬審議会というのが別にあって、そこで決めるというのが大体どこでも建前になっていますよね。そういう中であって、この第8号で、協定項目の自分のことを自分で決めるというのはどうも、自分に置きかえてみますと、ちょっとどうかなというのがありますので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

議長（増田会長） 確かにそういう御意見もあると思いますが、もう標準的な合併協定項目がこうなっておりますので、我々もそれに従っておるということでして、あえて失職ということは、もう法定で決まっておるものを、あえてやることもないがということと、失職した後どうするかというのは、全く白紙の状態で置いておくのか、それとも、それについては改めて両方で協議するというのを決めておくのか、どちらがいいのかということ、後、ほったらかしにしとくというよりは、両方で改めて、そのままでいくのか、それとも地域協議会とか何かそういうところの位置づけをするのかというようなことを含みを持たせておいた方がいいのかなというようなことはありますけれども、それだけのことでございます。

そして、本人が本人のことを決めるというわけではございませんで、これは両者で協議して決めるということ、そして、それは決して密室でなくて、そのことが重大な協定の項目としてここへ上げるということであれば、当然ここへ上がってきますし、幹事会等でおさまればそれはいいんですけども、大事な、こういうことでも議論した以上は、やはりこういうところできちっと報告もするというようなことにしても、当然、それはいいのではないかなと思っておりますけれども、ですから、両者で協議した内容については、この場で報告するというにさせていただいて、それはもう一向に構わないことです。

決してお手盛りで決めるとか、そんなことは、もうこの公開のあれですから、時代ですから、決してあり得ませんし、当然皆さん方にも早い段階で、また検討していただくことになると思います。もし何らかのことをするとなればね。もうそのままということになれば、それはもう当然何もありませんけれども。

三野（八）委員 私、協議会の委員にさせていただいて、この合併協議会でいろんな議論をするというのは、合併に向けて議論をするわけですので、その合併の是非、最終判断はもちろん議会でするんですけども、やっぱり町民に理解が得られるように、いろんなことを、一つ一つ細かいことも町民に明らかにして、ああこれなら合併してもいけるなという、そういう判断材料が具体的に小さなことまで出るということが大切だと思うんですね。

そのときに、例えばこれがひっかかるようなことがあってもいかんからということで発言しておりますので、よそがこうなっているからもうこれでええでないか、もう、ということでは、私もちょっと町民に理解が得られないのではないかなという観点から発言させていただいているんですけどね。

議長（増田会長） ですから、ある程度の煮詰まった段階で、ここへ上げるということ。事務局の方からちょっとそこら……。

梶村委員 高松の梶村ですけど、三野さんの今言いよることは確かにもう筋論で、当然、町民の理解を得るためにやらなきゃいかんことですから、ただ、だからこの表現の仕方を松山市のように失職すると書いて、それでおさめるということだってあり得るんですけども、先ほどから議長が言っているように、ここで大体、大方の意見が一致するんならそれでおいといて、協議の結果をここで報告を受ける、また協議をするというふうにしとけば、町民の皆さんの御理解は得られるんじゃないでしょうか。それでどうなんでしょう。だから、このままの表現でどうしてもいかんというんなら、もうそれは変えないかん

けども、いけるんなら、今言ったような手法でいけるなら、もうこのままいきませんか。どうでしょう。

三野（八）委員 私はこの失職という言葉を入れたいとかということ言ってるわけじゃないんです。ただ、先ほども何回か言っておりますように、例えば自分に置きかえますと、自分のことを自分で決めるようになるわけでしょう、まあ言ったら。

例えば、議員も失職しますけども、そのときに私たちが高松市の議員さんとうちの議員さんで決めるというようなことになると、やっぱり、この町民から不審がられるのではないかなと、そういう思いなんです。だから、失職という言葉を入れなさいとか、そんなことはもう毛頭思っておりませんのでね。

梶村委員 それなら意見が合うんじゃないですか。それならもう意見が合っているので、ということはここで協議をするということは、それぞれの方が協議した結果をこの協議会に持ってくると、報告すると。そこでまた皆さんが了解するんならすると。あかんならあかんと言えるんだから、それでいいじゃないですか。二人が決める、密室で決めるというわけじゃないんだから。町長さんと市長さんが、こうしようか、ああしようかというて決めて、それでそう決まったというわけじゃないんだから、ここへ、協議会にオープンにするんだから、そのことさえ確認しとけばもういいじゃないですか。

議長（増田会長） ほかにこの件について御意見ございますか。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

事務局の方ではっきり申し上げたいかがですか。だから、ここ、今の三野委員さんの御発言で、両市町の長が別に協議して定めるところにひっかかってらっしゃって、長がということが市長と町長とが、自分のことを自分たちで決めるというふうに判断されているのでひっかかってらっしゃると思うんですね。

そこで、一応、先ほどから言っているように、密室協議じゃなくて、ちゃんと開かれたところで協議もし、その結果をここの協議会へちゃんと判断をゆだねるということになると、これはもう町民の方にも、きちっと理解していただけるようになるんじゃないかと思うんです。そこで協議を、この協議会で協議をするわけですから、そうなるんじゃないんですか、事務局。

議長（増田会長） 事務局からじゃあ。

事務局長 ちょっと改めて説明をさせていただきますが、前回申し上げましたように、

両市町の長が別に協議して定めるというのは、この合併協議会の規約等にもたくさん書いてあります。これは両市町という、高松市と牟礼町という自治体が決める、協議して決めるわけですが、自治体というのが組織全体の話でありまして、その責任者という立場で「長」が出てくるわけです。やはり、そこには市長と町長というのが最終段階の協議対象ということで、そのお二人が協議、最終的には協議しますけれども、その前段部分では、当然、自治体同士の協議ということでございます。それは自治体の中には議会もありますし、そこらあたりと十分に協議、調整をした上で、最終的に市長と町長がこういうふうにしましょうという話し合いをするわけでございますので、市長と町長が個人的に相談をしてどうこうするというのでは一切ございませんので、その点御理解をいただきたいと思えます。

三野（八）委員 答弁いただきましたけど、もちろん私も個人的に自分のことを決めるというようなことは毛頭思っていないけれども、両市町の長ということになると、個人ではなくても、やっぱり自分のことを決めるということが少しひっかかるんですが、皆さんがそれでいいとおっしゃるんだったらいいんですけども、一つ確認をしたいんですが、ほかのことともかかわりますけども、これ、特別職の職員の身分の取扱いは、来年の3月31日までのその議決をするまでに、これはもう提示される、そういうことでよろしいでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 いつまでにといいことはありませんが、最終期限と申しますと、合併時まで、ということになるかと思えます。できる限り早く決めなさいということであれば、そのようなことで進めますけれども、最終的に合併というものが確定した後でない、その身分の取り扱いというのを決めるということはおかしいのではないかなというふうに思えますので、最終的にはもう合併が確定、ということは、知事に申請して都道府県議会の議決ということで自治体の廃置分合ということが確定します。最終的には総務大臣の告示ということでございますが、そういう段階において、身分の取り扱いというものが最終的に決まってくるというふうに考えておりますので、流れとしてはそのような時期になるかというふうに思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 ということは、来年の3月31日まではこの取り扱いというのは決まらないということのようです、今の答弁から言うと。そうすると、住民が合併の是非に

ついて判断するときには、これはまだ決まってないということになるわけですかね。

議長（増田会長） 事務局。

事務局長 最終的に身分の取り扱いですので、先ほど何回も最終的にと言いましたが、それは最終段階での確定ですので、この協議会において、いつごろまでに出してほしい、協議を終えてほしいということであれば、それに合わせて行うということ为先ほど申し上げたところでございますので、そのような対応で、例えばこういう予定でいきましようとか、というような取り扱いについては、この協議会の協議の状況を踏まえて対応したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 それでは、要望としては、やっぱり住民が判断する来年の3月31日までに決めていただきたいというのが私の要望です。

以上で終わります。

議長（増田会長） 御意見、要望を伺いました。

ほかに御意見ないようございましたら、お諮りをしたいと思います。

協議第8号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようございますので、協議第8号について、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議第9号から協議第14号につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第7回会議において改めて質疑、協議を行った上で意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、協議第9号の協議内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の19ページをお開き願います。

協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容を御説明申し上げます。ページの中ほど、枠で囲った部分でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。牟礼町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で合併時まで調整するものとする。」というものでございまして、附属機関等の取扱いについて協議をする際の基本方針を定めようとするものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、まず、両市町の現況等について別とじの附属資料で御説明を申し上げます。恐れ入りますが、附属資料の方をごらんいただきたいと存じます。

附属資料の1ページをお開き願います。

「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。

なお、これから後の協議事項の説明につきましては、会議資料とこの附属資料を並行して説明をいたしますので、二つの資料を並べてごらんいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、附属資料1ページの下側をごらんいただきたいと存じます。附属機関等についての説明を記載いたしております。

まず、1に記載のとおり、附属機関とは、執行機関が、その内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございまして、地方公共団体は、附属機関を法律または条例により設置できることとされております。

一方で、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則、規程、要綱、要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。

これらの附属機関等のうちで2と3にございますように、平成16年4月1日現在で、条例と規則、規程に基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理いたしましたのが、この資料でございます。

次の2ページから4ページにかけて、両市町の附属機関等を一覧表にして整理をいたしております。

資料には、両市町の附属機関等の現況を記載しておりますが、例えば2ページですと3の特別職の職員の報酬等審議会や、4の防災会議のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号のところの両市町の現況欄に記載をしているものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

両市町の附属機関を一覧表で整理いたしておりますが、4ページのナンバーで言いますと68の牟礼町側にございます心身障害児就学指導委員会、これから後は、牟礼町のみで設置をされている機関でございます。これらの附属機関等の取り扱いにつきまして、先ほどの調整案でも申し上げましたように、その実態や牟礼町の地域性等を十分に考慮し、合併時まで調整を行うというものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の20ページをお開き願いたいと存じます。

会議資料の20ページでございます。20ページには、この附属機関等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しておりまして、このうち附属機関等の取扱いが協議された市は、4市でございます。

資料には、潮来市など3市の事例を記載しておりますが、統合の時期やその取り扱いに相違がございます。

次の21ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既にこの附属機関等の取扱いが確認をされた市は、7市でございます。

資料には、岐阜市など四つの市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、一部に例外はございますが、大半の市では、附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合することを基本として調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機関等については、その実情や経緯、実績等を考慮し、必要に応じ適切な措置を講ずることとして確認がされております。

以上、協議第9号附属機関等の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

先ほどの協議第8号とも少し関連するんですが、この協定項目の枠で囲んだ一番下のところ。「合併時まで調整するものとする」と、こうありますけれども、この合併時までというのは来年の3月じゃなくて、再来年の合併するときという、そういうことなん

でしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 説明をいたします。

合併時まで調整ということですので、合併の前日までということが、基本的なタイムリミットということになります。これについては、そこに、附属資料の方にも書いてございますが、条例、規則、規程等によって定められておるものをここへ列記をいたしております。したがって、条例、規則、規程等の改正手続を行うということが必要でございますので、そういう改正手続あるいは制定手続等については合併時までに行うと、合併が確定した後、合併時までに行わなければならないこととなります。合併が決まるまでにはできないということになりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 ということになると、先ほどの8号と同じことなんですけども、最終判断を住民がするときには、牟礼町独自のいろんなのありますよね。先ほどおっしゃった68から75、それをどうするかというのは明らかにならないということなんですか。規則は別としても。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 ちょっと説明をさせていただきますが、この合併協定項目、本日、後からも出てきます合併協定項目、主なものについては、ここの分類に該当する、個々具体的な事項の調整に当たっての指針となる基本的な考え方を総括的に整理するものでございまして、個別の協議、調整、したがって、一つ一つの附属機関をどうするのかということについては、個々の事務事業、行政制度の経緯とか、目的とか、性質とか、内容等を総合的に勘案しながら担当部署同士で調整を行うということになります。その中で必要があれば、別の合併協定項目として、各部会で協議をされた結果が、この合併協議会上がってくるということになりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 全部をするというのはなかなか大変かとも思うんですが、例えば次の資料の20ページにあります潮来市の場合などは、非常に具体的に、行政機構に行政連絡との自治組織に相違があることは当面現行どおりとしと、こうなって、その後ですが、合併後3年をめどに新たな制度を制定するとか、こうなってますが、こういうふうなことはやっぱり言わない方がいいんでしょうかね。



議長（増田会長） 事務局。

事務局長 先ほど総括的な説明をいたしました。各審議会とか協議会、そういう附属機関ごとに協議を行う、その協議の対応のあり方というのは、非常に多種多様であるというふうに理解をいたしております。特定の部分だけを、あるいは特定の方向だけを記述してまいりますと、それにどうしても制約されるということでございますので、牟礼町の意向を十分に反映させるとすれば、弾力的に対応ができる、少し幅広い表現の方がいいのではないかとということで、このような表現にさせていただいたところでございます。

議長（増田会長） はい。

三野（八）委員 牟礼町で独自に設置されている附属機関というのはそんなには多くないかと思うんですが、これはやっぱり合併を、是非を判断するまでに明らかにした方がいいんじゃないかと私は思いますけども、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。要望です。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 再度説明いたしますと、附属資料の方の4ページの68番から以降が、先ほど説明いたしましたように、この資料では、牟礼町独自で設置されている附属機関ということになります。これ以外にも要綱等で設置されているものもあるかと思いますが、そういうものについては、基本的には個別の合併協議、協定項目あるいは事務事業の調整に必ず上がってくると。上がってこなければ調整が終わらないというような性格を持っているものというふうに理解をいたしております。

いろいろ御意見等があれば、牟礼町の執行部に対して、その旨、意思を伝えていただければ、牟礼町と高松市が調整する段階でその意向を踏まえての対応がされるものというふうに思っておりますので、その点よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第9号については、次回の第7回会議で改めて質疑、協議等を行って、その後、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、説明いたします。

会議資料の 22 ページをお開き願います。

協議第 10 号公共的団体等の取扱い（協定項目第 18 号）についてでございますが、公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどの枠の中でございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございまして、公共的団体等の取扱いについて協議をする際の基本方針を定めようとするものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の 5 ページをお開き願います。5 ページは表紙でございまして、次の 6 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、この公共的団体等の範囲でございますが、1 の公共的団体等とはの欄に記載しておりますように、これまでの行政実例や国、県の考え方によりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい、とされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取り扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、その第 16 条の第 8 項におきまして、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

また、この資料には記載はございませんが、地方自治法第 157 条でも、公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう、この合併協議会において協議し、各団体の理解を求めることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、他の先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけがされていないという状況で

ございまして、実態として、それぞれの合併協議会により、協議の対象とする団体が異なっているというのが現状でございます。

このような状況も踏まえ、本合併協議会といたしましては、この公共的団体等についての考え方を整理いたしております。それが、2の公共的団体等の考え方でございます。

そこに記載のとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について市町が関与（補助等）しているもの、2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの、3の市町の事業について大きく関与しているもの、以上3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

次の7ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま御説明をいたしましたような考え方にに基づき、公共的団体等のうちで、高松市と牟礼町共に設置されている主な団体を分野ごとに整理いたしましたのが、この7ページの公共的団体等の現況でございます。

1の産業経済団体、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきまして、それぞれ商工、福祉、文化、女性、青年の各分野ごとに両市町で共に設置されている主な団体を記載しているものでございます。

両市町の現況は以上でございますが、この調整案といたしましては、7ページの右下の枠の中に記載のとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の23ページをお開き願いたいと存じます。

23ページでございます。23ページには、この公共的団体等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。このうちで、公共的団体等の取扱いが協議された市は、9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には各団体の統合に向けた調整に努めることといたしております。

次に、24ページをお開き願います。

24ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に公共的団体等の取扱いが確認をされた市は、13市でございます。

資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、公共的団体等の取扱いにつきましても、基本的には合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により、統合に期間を要する団体については、合併後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとし、確認がされておるものでございます。

以上で協議第10号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

商工会のことでちょっとお伺いするんですが、高松市で山田商工会というのが一つ残っておりますけれども、これは特別な理由があるのか、それからまたこの商工会も近いうちに商工会議所に統合される御予定なのかとか、その辺、残っている理由とかをちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から。

事務局長 ただいまの御質問ですが、現在、この関係については、まだ部会で調整にかかる段階でございますので、協議会の事務局の方にその詳細について、まだ状況が説明できる材料は持ち合わせておりませんが、特に、第1点目の山田商工会の、今、現在設置されているに至った経緯等については、ちょっと把握をいたしておりません。

それから、商工会と商工会議所が統合されるかどうかということでございますが、商工会団体ということであれば、同じものでございまして、基本的には商工会議所も商工会も、その地域においてはできる限り一つであるというのが、基本的な考え方があるかと思えます。ところが、商工会議所も商工会も、全く別の法律に基づいて設置されておることとございまして、それぞれ存立される根拠が違うということとございまして、高松市においても、商工会議所と商工会が並立してあるということとございまして、それは現存たる事実でございますので、そのような状況を踏まえて、これについては、産業部会において協議、調整が行われるものというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第10号につきましても、会議規程の定めにより、次回、第7回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてでございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどの枠の中にございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございまして、使用料・手数料等について協議する際の基本方針を定めようとするものでございます。

それでは、両市町の使用料・手数料の現況につきまして、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の8ページをお開き願います。

附属資料の8ページでございます。「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料でございますが、この8ページの目次にございますように、9ページから23ページには、両市町の使用料の現況、また、その後の24ページから48ページには、手数料の現況を一覧表にして整理したものでございます。

また、8ページの下側に記載しておりますように、使用料につきましては、平成16年6月1日現在のものを記載いたしております。

また、両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは記載いたしておりません。

また、手数料につきましても、平成16年5月31日現在のものに加え、現時点において、本年度中の改定が確定しているものを記載しているものでございます。

また、牟礼町の手数料欄において、何も記述をしていないものの中で、例えば建築確認申請に伴う手数料など、牟礼町では直接徴収はしていないものの、現在、県の制度により、県が高松市と同様の手数料を徴収している場合もございます。

それでは、次の9ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、使用料の現況でございます。9ページから23ページにかけて、両市町の現況を整理いたしておりますが、例えば9ページの3の墓地使用料のように、両市町共にある同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と牟礼町の欄に、左右対比をして記載をするようにいたしております。このようなことで、使用料が23ページまでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページから、この後48ページにかけまして、両市町の手数料の現況を整理いたしております。

先ほどの使用料と同様に、両市町共にある、同一もしくは同種の手数料につきましては、高松市と牟礼町の欄に、左右対比をして記載をいたしております。高松市の欄に記載がないもの、例えば45ページをごらんいただきたいと思えます。45ページでございますが、45ページの、番号で申しますと327番、328番、この二つにつきましては、高松市の欄が空欄でございます。牟礼町独自の使用料でございます。このようなことで、48ページまで一覧表を整理いたしております。

以上が使用料・手数料の現況でございますが、個々の使用料・手数料についての逐一の説明は、省略をさせていただきます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料の26ページにお戻り願いたいと存じます。

26ページでございます。26ページには、この使用料・手数料等の取扱いについての先進地域の事例として、編入合併した10市の状況を記載しております。

すべての市におきまして、この使用料・手数料等の取扱いが協議をされております。資料には、新潟市など4市の事例を記載しているものでございます。

次の27ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、この使用料・手数料等の取扱いが確認をされた市は、12市でございます。

資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、手数料につきましては、一部例外はございますが、ほとんどの市において、編入する市の制度に統一

することを基本として調整が行われております。

一方、使用料でございますが、高知市あるいは鹿児島市のように、合併後においても、原則として現行どおりとしている例などございますが、基本的には編入する市の制度に統一することとして、なお施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをすることとして確認をしている事例もございます。

以上で協議第11号使用料・手数料等の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

手数料については、高松市の制度に統一すると、こう言い切って書かれてはおりますが、事例を見てみますと、ただしとか、その経過措置をある部分についてはするとかという文言がございますが、すべて高松市に統一すると言い切ってしまうのはどうかと。やっぱり協議によって、圧倒的部分は統一することになるかと思うんですが、どうしてもというの、やっぱり牟礼町にもいろいろ見てみるとあるように思うんです。ですから、ただし、というのか、経過措置を講ずるとか、そういう文言を入れられないものでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

事務局長 説明をさせていただきますけれども、すべて高松市に統一するということではなくて、2段目のところで、牟礼町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては調整しますということです。そこに書いてますように、目的とか実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、ということでございますので、ただいまちょっと御指摘が理解できなかったわけでございますが……。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 では、理解ができるようにもう一回申し上げます。一番上と、上の2行と下の3行とは別建てになっていると思うんです、この文章。だから両市町、高松市と牟礼町で同じ種類の使用料・手数料で、金額が違うというのは手数料いっぱいあると思うんですが、それについては、全部高松市の制度に統一するっていうのが上の2行ですね。それで、下の3行は牟礼町独自の使用料・手数料、こう2段建てになっていますから、上

の2行を私は質問させていただいたんですけど。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

事務局長 上の段の、「同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。」ということでございますので、同種ということで解釈ができるものについては、そのように統一するということになります。これについては、行政サービスの対価ということでございますので、基本的に制度は一本化するということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、個別の合併協定項目に係って、この協議会に出てくるものについては、ちょっと別扱いということになるかと思いますが、基本の考え方はここに書いているようなことでございますので、その点御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 こだわるようですけど、この事例を、先進地域の事例なんか見ますと、同一の場合でも経過措置をすとか、そういうふうになってますので、やっぱり事と次第によっては、そういうこともできるという道を開いとく方がいいのではないかなと私は思うんですけども、そういうことはできないということでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 今、提案をいたしておるのは、こういうことで高松市と牟礼町で協議をいたしまして、協議会に提案をいたしておるものがございますので、個別の合併協定項目に係るもの以外については、基本的にこの考え方に基づいて対応するということになるかと考えております。

以上です。

議長（増田会長） 全く同種類で同金額のものについては、もう調整の必要がもう何もないんで、高松市に統一する、で問題ないわけですが、金額が違う場合、同種であって、金額が違う場合……。

三野（八）委員 いいです。次にまた議論の場がありますので、これは。提案だけですから。

大橋委員 高松の大橋と申します。同じもんはやっぱりどっちも統一せにゃいかんけど……

議長（増田会長） もっと、わかりやすく、じゃあ。

三野（八）委員 いいです。次にまた議論の場がありますので、きょうは、もうこれで



.....

大橋委員 なるべく配慮をするように、牟礼町の住民さんに迷惑かからないようにせんと.....。

議長（増田会長） それじゃあ、ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第11号につきましても、改めて次回、第7回会議で質疑、協議等を行って意思集約を図ることといたします。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料28ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてでございますが、提案内容は、中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、牟礼町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございまして、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて協議する際の基本方針を定めようとするものでございます。

それでは、両市町の現況について、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の49ページをお開き願います。

49ページでございます。「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でございます。

現在、両市町では、各種の団体等に対して、その目的等を踏まえ、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしておりますが、49ページの下側に記載しておりますように、平成16年度の両市町の当初予算をもとに、負担金、補助及び交付金の科目のうち、単なる会議への出席者負担金や団体への年度会費的な負担金等を除いたものを整理いたしましたのが、次の50ページ以降の一覧表でございます。

この資料につきましても、両市町共に交付している、同一あるいは同種の補助金等については、高松市と牟礼町の欄に左右対比をして記載いたしております、高松市の欄に記

述がないものは牟礼町独自の補助金等でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と牟礼町の現況を整理しております関係で、仮に合併して一つの市になれば、調整に関係なく、自動的に不要となる、そのような性格のものも含まれておりますので、この点、お断りを申し上げておきます。

このようなことで、50ページから68ページまで両市町の補助金・交付金等の現況を記載しております。

なお、個々の補助金・交付金等の逐一の説明につきましては、非常に数が多いでございますので、省略させていただきます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページにお戻り願いたいと存じます。

29ページでございます。29ページには、先進地域の事例といたしまして、編入合併した10市の状況を記載しております。各種団体への補助金・交付金等の取扱いが協議された市は、9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、この補助金等の取り扱いについては、合併後の市域内において、均衡を失しないよう調整を図ることを基本として、協議が行われております。

次に、30ページでございますが、30ページには、中核市16市の事例を記載いたしております。16市のうちで、既に各種団体の補助金・交付金等の取扱いが確認をされた市は、11市でございます。

資料には、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお、編入される自治体において、独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上で協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第12号につきましても、次回、第7回会議で改めて協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第13号人権啓発事業（協定項目第24-4号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の31ページをお開き願います。

協議第13号人権啓発事業（協定項目第24-4号）でございますが、人権啓発事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、提案内容を申し上げます。

ページの中ほどの枠で囲った部分でございますが、「人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

それでは、調整内容につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の69ページをお開き願います。

69ページ、「人権啓発事業について」に関する資料でございます。

次の70ページをごらんいただきたいと存じます。

まず初めに、人権・同和問題啓発事業について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、1の人権教育・啓発講演会事業につきましては、高松市は、市民や教職員等を対象に同和問題講演会、同和教育研修会、平和と人権を守る市民のつどいを、それぞれ年1回開催をいたしております。

一方、牟礼町では、人権・同和教育講演会を年1回開催し、東讃ブロック開催の講演会に年1回参加をいたしております。

次に、2の人権週間等啓発事業でございますが、高松市は、8月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間、6月の人権擁護委員の日に、それぞれ街頭啓発キャンペーン等の啓発事業を実施いたしております。

また、牟礼町におきましても、同じ期間内に街頭啓発キャンペーン等を実施いたしております。

次に、3の人権教育・啓発研修事業でございますが、高松市では、市内の民間企業等を対象とした研修会や、地区公民館を活用して地域住民に対する研修を実施いたしております。

牟礼町におきましては、実施いたしておりません。

次に、4の親子で人権を考える会でございますが、高松市では、児童・生徒、保護者を対象に、劇やコーラス等の発表を通じて、人権意識の普及・高揚を図ることなどを目的として、親子で人権を考える会を開催いたしております。

牟礼町においては、実施をいたしておりません。

次に、71ページをお開き願いたいと存じます。

5の小学校、中学校(園)要請訪問でございますが、高松市では、市内の幼稚園、小学校、中学校からの要請に基づきまして、教育委員会の指導主事が学校等へ出向いて、人権教育について指導いたしておりますが、牟礼町では実施をいたしておりません。

次に、6の人権集会開催でございますが、高松市では、幼稚園、小学校、中学校で人権教育の実践発表会を開催いたしております。

一方、牟礼町では、小学校、中学校で同様の行事を実施いたしております。

次に、7の人権教育・啓発資料等の作成・配布でございますが、高松市では、人権教育・啓発の研修資料としてパンフレット、リーフレット、ビデオテープなどを作成、配布するなどの取り組みを行っております。

一方、牟礼町におきましては、人権教育・啓発パンフレットの作成、配布、ビデオテープの購入、役場での啓発用立て看板、懸垂幕の設置をいたしておるものでございます。

以上が人権・同和問題啓発事業の現況でございます。

恐れ入りますが、70ページにお戻りを願いたいと存じます。

70ページの右の上の方でございます。両市町の現況に対する問題点・課題でございますが、ページの右上に記載しておりますとおり、啓発事業の内容に差異があることが挙げられますが、両市町ともおおむね同様の事業を実施しておりますことから、対応策、調整案ともに「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、72ページをお開き願います。

72ページは、人権擁護委員推薦でございます。

人権擁護委員につきましては、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後、法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございます。この人権擁護委員の委員数につきましては、2の委員数に記載のとおり、人口規模により定数規程が定められておりました。この規程に基づく高松市の委員数は19人でございますが、平成5年に活動の充実のために増員の要望を行った結果、1名増となり、現在20人の委員が委嘱をされているも

のでございます。

一方、牟礼町でございますが、定数規程により、人権擁護委員の委員数は5人となっております。

これらの問題点・課題でございますが、右上にございますように、人権擁護委員数につきましては、人口規模により定数が決められており、合併後は委員数が20人となることが挙げられております。

次に、対応策でございますが、人権擁護委員は、住民の基本的な人権を守り、人権相談等の活動を行うという要職であり、また、これまでの経緯の中で、高松市においては1名の増員が認められているという実績もございますので、今後、委員数の増員について、法務局へ要請するというものでございます。

以上の問題点・課題及び対応策を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、会議資料に戻っていただいて、32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページでございます。32ページには、先進地域の事例といたしまして、既に編入合併した10市の状況を記載しておりまして、このうちで、この人権啓発事業が協議をされた市は、2市でございます。資料には、福山市の事例を記載しておりますが、編入する市の制度に統一することを基本といたしております。

次の33ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に人権啓発事業が確認をされた市は、5市でございます。ここには、堺市など3市の事例を記載しておりますが、ここでも編入する市の制度に統一することを基本として確認がされております。

以上で協議第13号人権啓発事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

高松法務局へ増員の要請ということで、今、牟礼町の場合は5名、人権擁護委員がいら

っしゃるんですが、大体どの程度は要望ができる、めどはあるんでしょうか。おつもりがありましたら。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 その点については、調整を行いました部会が出席しておりますので、部会の方から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

氏部市民部会長 高松市の市民部長の氏部でございます。部会の調整の中でのあれでございますが、現在、法務省の方が、来月9月をめどにその法の改正を検討しております、人数等が出される見込みでございます、現在、まだ人数については具体的にちょっと申し上げる段階ではございません。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第13号につきましても、改めて次回会議で質疑、協議を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第14号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の34ページをお開き願います。

協議第14号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてでございますが、生活保護事業を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

それでは、その調整内容につきまして附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の73ページをお開き願います。

73ページでございます。「生活保護事業について」に関する資料でございます。

次の74ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、生活保護制度について御説明を申し上げます。

両市町の現況でございますが、1の級地区分につきましては、高松市は2級地の1、牟

礼町は3級地の1となっております。

次に、2の生活保護事業の実施機関でございますが、高松市では、高松市の福祉事務所において実施をいたしております。

牟礼町では、香川県の東讃保健福祉事務所が生活保護事業を行っておるものでございます。

次に、3の被保護世帯数から6の保護の種類につきましては、記載のとおり状況でございますが、このうち、5の保護基準でございますように、標準3人世帯の場合の基準額でございますが、高松市が16万3,750円、牟礼町が14万4,360円と、約1万9,000円余りの差がございます。これは、級地区分の相違によるものでございます。

次に、これらの問題点・課題でございますが、右上の欄でございますように、保護の基準区分である級地区分及び実施機関が異なっていることが挙げられております。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、75ページをお開き願います

行旅病人等取扱事務事業について御説明を申し上げます。

まず、現況でございますが、記載のとおり1の急迫医療取扱、2の遺体取扱につきましては、両市町とも、その取り扱いに差はございません。3の交通費・回数券等の支給につきましては、高松市のみが実施いたしておるものでございます。

なお、牟礼町におきましては、牟礼町の社会福祉協議会の事業として行っております。

次に、問題点・課題でございますが、ただいま申し上げましたように、牟礼町におきましては、交通費・回数券等を支給していないことが挙げられておまして、これらに対する対応策及び調整案につきましては、いずれも「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、76ページをごらんいただきたいと存じます。

76ページは、ホームレス自立支援事業についてでございます。

まず、現況でございますが、記載のとおり、1の医療費の支給につきましては、高松市のみで実施をいたしておるものでございます。

次に、これらの問題点・課題でございますが、ただいま申し上げましたように、牟礼町におきましては、ホームレスに対する医療費を支給していないことが挙げられておまし

て、これらの対応策、調整案につきましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の35ページをお開き願いたいと存じます。

35ページでございます。ここには、生活保護事業についての先進地域の事例として、編入合併いたしました10市の状況を記載しておりますが、10市のうちで生活保護事業が協議された市は、6市でございます。

資料には、そのうちの3市の事例を記載しておりますが、3市とも編入する市の制度を適用することを基本としております。

次の36ページをごらんいただきたいと思います。

36ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既にこの生活保護事業が確認をされた市は、4市でございます。

資料には、このうちの4市の事例を記載しておりますが、秋田市については特例措置を設けておりますが、堺市、鹿児島市につきましては特例措置を設けず、編入する市の制度に統一することといたしております。

以上で協議第14号生活保護事業についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第14号につきましても、改めて次回、第7回会議で質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他

議長（増田会長） それでは次に、会議次第の4その他に移らせていただきます。

会議次第4 （1）建設計画作成に当たっての住民懇談会について

議長（増田会長） まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料37ページをお開きください。



その他の（１）建設計画作成に当たっての住民懇談会について御説明いたします。

次の３８ページをお開きください。

まず、１の住民懇談会の目的でございますが、住民懇談会につきましては、高松市・牟礼町合併協議会におきまして、合併の方式が編入合併方式で確認されましたことにより、編入される牟礼町地域を対象として作成されます合併後の新市のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に住民の意見を反映させるため、懇談会を開催し、住民の意見を直接聴取したものでございます。

次に、３の内容（１）にございますように、日時、場所につきましては、８月１９日の木曜日、１時半と午後７時、８月２０日、金曜日の午後２時の都合３回、牟礼町役場別館２階、第１会議室において開催いたしました。

（２）の対象者につきましては、牟礼町の住民を対象といたしまして、計３６名の方に御参加いただきました。

次に、（３）のテーマでございますが、高松市と牟礼町の合併によるまちづくりの課題と問題点、及び高松市と牟礼町の合併によりどんなまちになればよいか、などについて、ハード、ソフト両面から議論したものでございます。

懇談会におきましては、地場産業としての石材業における石材文化の伝承、後継者の育成、また、防災、防犯の充実した、緑豊かなベッドタウンとして、安心して子育てができるまちづくり、また、ケーブルテレビの双方向活用による健康相談や医療相談などの御意見がございました。

なお、住民懇談会における意見等につきましては、今後、整理いたしまして、委員の皆様にお知らせしたいと考えております。

建設計画作成に当たっての住民懇談会につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、何か御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 済みません。対象者、牟礼町住民で結果的に３６人で御報告があったんですが、これは広く皆さんに呼びかけられたということか、例えば団体の代表かとか、そこら辺を少し。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 説明いたします。

これにつきましては、牟礼町と協議をいたしまして、牟礼町の方で選定をされたということでございます。

なお、傍聴等についても対応できるようにしたところでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）今後の合併協議スケジュールについて

議長（増田会長） 特にないようございましたら、次に、（２）の今後の合併協議スケジュールについて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の３９ページをごらんいただきたいと存じます。

今後の合併協議スケジュールについてでございますが、別紙２といたしまして、合併協議会の第１回会議から第６回会議までと、今後想定をされます合併協議のスケジュールを月単位で、時系列の表にいたしておるものでございます。

そこに掲載しておりますのは、４７項目ある合併協定項目のうちで、上段部分、上側の部分が合併協議の基本項目や行政制度・事務事業等の４６項目で、下段部分、下側の部分が建設計画に係る合併協定項目でございます。

これまで合併協定項目では、本日の第６回会議までに１４項目を提案し、また建設計画につきましては、前回の会議で建設計画の構成を報告いたしておるものでございます。

合併特例法の期限でございます平成１７年３月３１日までに合併協定書に調印し、両市町の議会の議決を経て、県知事に申請をするためには、この表にございますように、おおむね本年中、本年１２月末までに、すべての合併協定項目について協議をし、確認がされると、そのような必要があるものと思われませんが、ごらんのように非常に厳しいスケジュールとなっております。

なお、個々の合併協定項目につきましては、現在、各部会におきまして、調整作業を進めております。今後、協議が調ったものから、この合併協議会に提案し、御協議をいただくということになります。

また、建設計画につきましても、今後、記載のようなスケジュールで取りまとめたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が今後の合併協議スケジュールについてでございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

どうぞ。

香川委員 高松市の香川です。

ちょっと質問なんですけど、住民懇談会にしても、高松市に編入合併される牟礼町で行ったというのは先ほど報告で伺いまして、このスケジュールについてやっていっているというのはわかるんですけども、そしてならば、その中で高松市がいろんなところを編入合併して行って、新市になったときの、そのまちづくりのマスタープランということに対しての、高松市民の意見はどのような場所で聞いていっていただけるのか。今のところ、多分、インターネットでは募集されていると思うんですが、そういった計画についておありであるようでしたら、伺いたいんですが。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 合併協議会の事務局として、高松市から聞いておるところでは、高松市においては、6町との合併協議会を並行して行っておるという事情がございまして、ただいま説明をいたしましたスケジュールに、住民説明会というのを、11月ごろを設定をしておりますが、それは各町において行っていくと。高松市においては、それらの状況を見ながら、各合併協議会の状況を見ながら、全体を統一した形で住民に対する説明の機会を、何らかの形で設ける必要があるということで、現在検討中でございますので、そのようなことで協議会の事務局としては承知をいたしておるということでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

先ほどから何回も申し上げてますように、非常にスケジュールが込んでいるんですね。それで、牟礼町の住民からもよくあれなんですけども、この程度の合併協議会で事が済むのか、という質問をよく受けるんですが、次の第7回の協議会が9月は飛ばして10月、9月はもっとも定例議会がありますので、そういうことになるかと思うんですが、これではなかなか最終、住民が判断するまでに、いろいろ提示ができるのかなという、そう

いう不安があるんですが、前回、前々回も、そういう質問がありましたけれども、大丈夫でしょうかね、これ。もうちょっと密にする必要があるのではないかなという意見を、私は持っています。

議長（増田会長） じゃあ事務局からまず。

事務局長 大丈夫かどうかということ聞かれますと、ちょっと事務局の立場ではどうこうということは言えませんが、大丈夫のように対応していきたいというふうに思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 先ほど答弁がなかったんですが、住民懇談会の。牟礼町の事務局、牟礼町、行政がピックアップして対象住民を選んだということだったんですが、それはせっかく傍聴の方も見えてますので、あら、いつあったんだろうかなという傍聴の方も多いと思いますので、ここでお答えをいただければありがたいです。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 それじゃあ、その点については、牟礼町の方から説明をお願いいたします。

議長（増田会長） じゃあ、お願いします。

佐々木幹事 失礼をいたします。合併対策室の佐々木でございます。

お手元の38ページの資料の中で、19日の1時30分からの会議でございますが、これにつきましては、自治会、婦人会、PTA、子供会、それから障害者の団体等々13団体ほど来ていただきまして、個々に意見交換をさせていただいております。

それから、同じく19日の午後7時からの会合につきましては、これは昨年、合併問題検討委員会という組織を設置して、合併情報の公平で公正な情報を対応しようということに対応しておりました。そういった検討委員さん17名の方に来ていただきまして、意見交換をさせていただいております。

それから、ウの8月20日の2時からの会合でございますが、これは今現在、町のプロジェクトグループとしまして、牟礼源平まちづくり協議会という、まちづくり協議会がございますけれども、この方々のメンバー8名の方々に来ていただきまして、御意見を聞いたわけでございます。

御質問の趣旨にありますとおり、広く町民の方々にということでございますけれども、これまでの合併検討委員会の委員さん、また各種団体の方々等々で対応させていただくということで御理解を賜っておるところでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 質問なのですが、せっかく傍聴の対応もしていただいたようですが、この対策はどんなかったんでしょうかね。私も全く知らなかったですけども。

議長（増田会長） 傍聴の件についてお答え願えますか。

佐々木幹事 失礼いたします。傍聴等については、広報等で流す予定でございましたけども、時間的なものがございませんので、防災無線等で対応しようとしておったところでございます。

議長（増田会長） 以上のようなところでございますが、ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （3）高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に、（3）の高松市・牟礼町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の37ページをごらんいただきたいと存じます。

（3）の会議の開催予定でございます。第7回会議の開催予定、資料では10月の上旬となっております。印刷の段階で、まだ日程調整が終了しておりませんでした。その後、日程調整を行いました結果、日程が確定をいたしましたので申し上げます。

ちょっと9月は議会の関係で難しいので、10月4日の月曜日でございますが、10月4日の月曜日、午後1時から、場所は、高松市で行うことといたしました。高松市のどこで行うかということにつきましては、未定でございます。また、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

なお、会議の内容につきましては、会議での協議事項等を記載して、おおむね会議開催の1週間前に送付いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局から以上でございます。

議長（増田会長） 以上が事務局からの説明でございました。

せっかくの機会でございますので、合併問題全般について何か御発言等がございましたら承りたいと存じますが。

どうぞ。

小西委員 小西ですけども、今の、次のというのが10月4日の午後になってますけれ

ど、10月2日から天皇皇后両陛下がおいでで、4日間おいでというふうになっておりますが、市長さんは大丈夫なんでしょうか。

議長（増田会長）3日がメインでございまして、4日はまた別の施設の方に御見学の予定だそうでした、私の役割はございませんので……。

小西委員 ああそうですか、はい、わかりました。

それともう一つ、我々ここで協議という段階で、いろいろあっちこっち議論させていただいたり、聞かせていただいたり、勉強させていただいたり、いろいろやっておりますけど、私自身は一般市民でございます。

何か、牟礼町と牟礼町の住民の方ではない、議員さん自身が牟礼町の役場の職員の方々……。私、思いますけど、市役所の担当の職員の方々、大変なことなんですよ、事務レベルは。調整をとって。それが大変に御苦労であるということが、私十二分にわかるほど、痛いほどわかりますんで、この場をかりて牟礼町の方々、役場の方々、担当の方々、議員さんじゃないですよ、役場の職員の方々、市役所の職員の方々、本当に御苦労さんでございます。ありがとうございます。お礼申し上げます。一般の市民としてそう思います。詰めていくのもそうだろうから、これから大変だろうと思います。

議長（増田会長） ありがとうございます。ほかに何かこの際、御発言、どうぞ。

渡部委員 牟礼町の渡部でございます。

この日程から見ましても、日程から見まして、建設計画をやっていきますのは大変だと思います。

今もおっしゃられますように、この私たちは基本方針をやっていくわけですから、それで、さあ、きょうこれをやったから、あすからは、職員はこれに基づいて、また必死でございます。そういう点ではよくわかるんですが、それで、中身について、我々も知らなくちゃならんことがかなりございますんで、できましたら、あわせまして政策的なところを、建設計画を話す場、こういうのを時間をとって議論させてもらったらどうかと、このように思うんですが、これが建設計画、この合併協議会の中の日程に、その他の項に入れられるかどうか、ひとつ御検討を、次回までをお願いしたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいま御意見いただきました。ちょっと2点ほどに分けさせていただきますけれども、合併協定項目で今まで出てきていない部分、今回、生活保護事業とか若干出

ていますけれども、これから後、非常に細かい協定項目が出てきます。それについては非常に細かいところですので、皆さん方も関心があるところになるうかと思えます。そういうことについては、個々の合併協定項目において、十分に御検討、御協議をいただきたいというふうに思っております。

それから、建設計画につきましても協議、調整の方法等につきましても、ただいま御意見をいただいておりますので、今、まだ作成作業にかかったところでございますので、ある程度説明できる状況になりましたら、この協議会に出す前にでも、市町の方でそれぞれ御検討いただくと、そういう段階で協議会の委員の方にも、御意見をいただきながら整理をさせていただくというようなことも、それぞれの市町の対応として可能であるというふうに思っておりますので、その点ひとつ御理解をいただきまして、御協力を賜りたいというふうに思えます。

以上でございます。

渡部委員　そういう取り扱いを、議長の方で取り扱いをよろしく願いいたします。

議長（増田会長）　はい、わかりました。

ほかにございませんか。

どうぞ。

村上委員　もう一点、牟礼町の村上です。

建設計画の住民懇談会を行われて、次回に11月ですか、下に住民説明会で書いてありますけれども、この住民説明会は、この懇談会に来られたメンバーなのか、それか広く一般のほかの方の、町民にも対象とした説明会を予定しているのか、どちらなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（増田会長）　事務局から説明します。

事務局長　住民説明会の開催要領等については、これから調整させていただきますけれども、基本的には、高松市と牟礼町とそれぞれの対応ということになりまして、牟礼町の方で、できる限り多くの住民の方々に説明できる方法等について、検討をしていただくように考えております。その点十分に検討を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田会長）　ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

静委員　牟礼の静ですが、せっかく会長さんの方から御発言はとおっしゃっていただけ

るわけなので、もう終わりになろうかと思えますけれども、我々、一応この高松市と牟礼町の合併協議会の委員として選ばれた一人として、常にこの合併協議につきましては、何となく責任を感じておるところでございまして、何と申しまして、牟礼町といたしましては、高松市に編入されるという立場にあります関係上、何としてもやっぱり常に不安という、不安心がぬぐい去れないというか、そういうことがありまして、常にお互い信頼関係の中での合併協議を進めていくということではあります、常にやはりそういうことも、不安感ということがありまして、質問、また発言の内容そのものが、非常に、わかりやすく言えば、きつい言葉にもなりかねないという点も多分にあるかと思えます。そのあたりも十分御理解賜りまして、何はともあれ、これ合併協議を進める中で、これからが正念場というふうにも言えようかとも思いますが、そういうことを十分御理解賜りまして、今後の合併協議に臨ませていただきたいと、このようなことだけちょっとお願いさせていただきまして、終わりたいと思います。失礼しました。

議長（増田会長） ごもったもな御意見でございまして。はい。

小西委員 この牟礼町の合併、この牟礼の広報紙にでも、これ町政懇談会のお知らせという項目がありまして、8月28日土曜日云々ということをやったとるんですね。皆さんこれ各戸に配られているはずなんです。それを見ているのか、読んでいるのか、見るだけなのか。出席しなさい、こういうふうに出席しなさいという方を町会議員が地元の人たちにも教えてさしあげる。各戸に配るとるんでしょう。それを見とるのか、読んでいるのか。違うんです、見るのと読むのとは。そういうことから参画しなさいよ、我々に聞かんでも、自分で生の声を伝えなさいよ、聞きなさいよと勤めるようにしてほしいですね、町民の皆さんに議員さんが。町民のかわりの代弁みたいな聞き取り方でないですか、ここで。自分がいかに町民に対して弁解するかというような質問の仕方ばかりじゃないですか。こういう段階がちゃんと町紙に載せてあるのに、何で参画を推進をしなさいよと勤めることをおっしゃっていただけないんですか。

議長（増田会長） どうぞ。

渡部委員 ちょっとお話し中ですけども、先ほどのと広報の日程とこれとちょっと違いますので、8月28日は町長が独自でやる懇談会のところのございまして……

小西委員 いやいや。その中、合併についてと書いているでしょう。

渡部委員 それは、町内で4カ所やってますことについては、もうそれぞれ各議員もやっておりますので、これと合併協議会のやった8月19日と20日の会とは……



小西委員 報告会。

渡部委員 違うので、報告会とも違いますので。

村上委員 建設計画の方を重んじた。

渡部委員 ちょっとその会が違いますので。

村上委員 いろいろ各種団体の人を、必要な人を……

小西委員 そしたら、町民参加の会というのはないわけですね。

村上委員 町民のやつが町政懇談会、今回は建設計画をメインにした各種団体の人を呼んで、だから36……

小西委員 団体ですか。団体だけ。

村上委員 そうそう。だから3回して36名しか出てないわけです。

議長（増田会長） 町長さんから御発言がありますので、お聞きください。

高木副会長 そしたら、私の方から町政懇談会につきまして説明させていただきます。

私、町長就任前から選挙公約の一つに、民意をいただくために、また、それを施策にいただくために、そういう懇談の場を開きますよということで、去年も、前期も各2回ありまして、今期も先月から各地区ごとに分けてやっておりますね。この目的は、合併問題であるとか、あるいは例えば、原地区であれば原地区の未来を考えよう、大町地区であれば大町地区の未来を考えようということで、広く町民の意見を聴くために。だから小西さんおっしゃられるように、それも含めてはおるつもりでおるんですけど、だから広く町民の意見をいただくと。それを施策に生かすと。だから、極論すれば、こういうことをやってほしいとかがあれば建設計画にも提案する、これを目的でやっております。それで、一応、広報活動も、毎月出しておる町の広報と、それから牟礼町には防災無線がありますから、ただこれは普及率は約50%ってませんけどね。だからこれらと、それからそのエリアにおける町の広報車を出しまして、ずっと広く案内はしております。だから、こういう形でやっておりますので。

小西委員 出席者は多いわけですか。

高木副会長 出席者は残念ながら余り多くありませんので……。

小西委員 そういうことを言いよるわけですよ。

高木副会長 それで牟礼町、私も長年、牟礼町に住んでおりますけども……。

小西委員 親切ですよ、おたくのは。合併通信。非常に読むとわかりよく、わかりよく、普通の町民がわかりよく、書いているのに、見るだけですか。それとも見ないんでし

ようかね。もったいないですね。そういう会を別に持って、説明したりなんかしない、余  
分なことでしょう。町民の皆さん。

三笠委員 見ますよ。

小西委員 読むんですか。見るだけですか。

三笠委員 見るということは読むということです。

小西委員 いや、違いますよ。見ると読むとは違いますよ。

三笠委員 もうそんな細かいことまで言わんでええ。

議長（増田会長） 御発言はもうそのあたりでよろしくをお願いします。

先ほど静委員さんが言われたとおりのございますが、合併協議会の基本的な姿勢  
が、あくまでお互いの信頼関係に基づいて、対等な立場に立ってということ、もう一番  
最初にお互いが確認しておりますが、さらにきょうそういうことを確認して、今後の合併  
協議に当たりたい、こんなふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします  
ます。

それでは、時間も大分経過しましたので、本日の会議はこのあたりで閉じさせていた  
きたいと思います。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・牟礼町合併協議会第6回会議を閉会いたします。

今後ともよろしく願いいたします。

午後 3時12分 閉会

会議録署名委員

委員

森 谷 芳 子

委員

渡 部 康 一